

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【登録番号】実用新案登録第3165732号(U3165732)

【訂正の登録日】平成28年2月10日(2016.2.10)

【登録公報発行日】平成23年2月3日(2011.2.3)

【出願番号】実願2010-7612(U2010-7612)

【国際特許分類】

B 6 2 B 7/08 (2006.01)

【F I】

B 6 2 B 7/08

【訂正書】

【提出日】平成27年4月22日(2015.4.22)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮等

【訂正後の請求項の数】9

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

プッシュロッド(9)を有するベビーカーフレーム(1)と、  
前記ベビーカーフレーム(1)に配置されたベビーカーロック機構と、  
前記ベビーカーフレーム(1)に配置された座席と、  
前記ベビーカーフレーム(1)の前底部に配置された前輪アセンブリ(2)と、  
前記ベビーカーフレーム(1)の後底部に配置された後輪アセンブリ(3)とを備える  
ベビーカーであって、

前記ベビーカーフレーム(1)は、前記プッシュロッド(9)が前記座席の前に位置する第1の開き位置と、前記プッシュロッド(9)が前記座席の後ろに位置する第2の開き位置と、前記第1の開き位置から折りたたまれて変形する場合の最終位置である第1の折りたたみ位置と、前記第2の開き位置から折りたたまれて変形する場合の最終位置である第2の折りたたみ位置とを有し、

前記ベビーカーフレーム(1)はさらに前記プッシュロッド(9)を固定するプッシュロッドロック機構を備え、

前記ベビーカーフレーム(1)はさらに

前輪プラケット(4)と、

後輪プラケット(5)と、

サイドアームレスト(6)と、

上部が前記アームレスト(6)の後部に回転可能に接続された後部接続ロッド(7)と

前記後輪プラケット(5)に設けられ、前記後輪プラケットの長手方向に沿って摺動可能なスライドスリーブ(10)とを備え、

前記前輪プラケット(4)の上部、前記後輪プラケット(5)の上部、及びサイドアームレスト(6)の前部の内の1つが、他の2つにそれぞれ回転可能に接続されており、

前記後部接続ロッド(7)の下端と前記プッシュロッド(9)の下端が、それぞれスライドスリーブ(10)に回転可能に接続されていることを特徴とするベビーカー。

【請求項2】

前記プッシュロッドロック機構は、前記プッシュロッド(9)に設けられ、前記プッシュロッド(9)の長手方向に沿って摺動可能な摺動可能ロック部材(15)と、

前記サイドアームレスト(6)の後部または前記後部接続ロッド(7)の上部に固定された第1の位置決め部材(16)と、

前記スライドスリーブ(10)の上部に固定された第2の位置決め部材(17)とで構成され、

前記摺動可能ロック部材(15)が前記第1の位置決め部材(16)または前記第2の位置決め部材(17)に係合することで前記プッシュロッド(9)が固定され、

前記プッシュロッドロック機構がロック解除位置にある場合、前記摺動可能ロック部材(15)は、前記第1の位置決め部材(16)または前記第2の位置決め部材(17)から外れている請求項1に記載のベビーカー。

#### 【請求項3】

前記摺動可能ロック部材(15)は、摺動可能ロック溝(18)を備え、前記プッシュロッドロック機構が前記プッシュロッド(9)を固定している場合、前記第1の位置決め部材(16)または前記第2の位置決め部材(17)が前記摺動可能ロック溝(18)に挿入され、前記プッシュロッドロック機構が前記プッシュロッド(9)を固定していない場合、前記第1の位置決め部材(16)または前記第2の位置決め部材(17)が前記摺動可能ロック溝(18)から外れている請求項2に記載のベビーカー。

#### 【請求項4】

前記ベビーカーフレーム(1)はさらに前記スライドスリーブ(10)に回転可能に接続された座席ロッドを備え、前記座席ロッドの前部が前記前輪ブラケット(4)に回転可能に接続されている請求項1～3のいずれかに記載のベビーカー。

#### 【請求項5】

前記プッシュロッドロック機構が、前記スライドスリーブ(10)と前記後輪ブラケット(5)の間に設けられた請求項1～3のいずれかに記載のベビーカー。

#### 【請求項6】

前記ベビーカーロック機構は、第1の回転軸(19)上に設けられ、前記第1の回転軸(19)の軸方向に沿って摺動可能であり、それを介して前記プッシュロッド(9)の下端が回転可能に前記スライドスリーブ(10)に接続されているロックピン(11)と、前記後輪ブラケット(5)に設けられたロック穴(12)とで構成され、前記ベビーカーロック機構は、前記ロックピン(11)が前記ロック穴(12)に挿入されたロック位置と、前記ロックピン(11)が前記ロック穴(12)から外れたロック解除位置とを有する請求項1～3のいずれかに記載のベビーカー。

#### 【請求項7】

前記ベビーカーロック機構を前記ロック位置で安定して維持するための第1の弾性部材(13)が、前記第1の回転軸(19)と前記ロックピン(11)の間に配置されている請求項6に記載のベビーカー。

#### 【請求項8】

通路(14)が前記第1の回転軸(19)上にその長手方向に沿って設けられ、前記ロックピン(11)が前記通路(14)内に位置する請求項6に記載のベビーカー。

#### 【請求項9】

前記プッシュロッド(9)は、前記通路(14)と連通した管形チャンバを有する請求項8に記載のベビーカー。